資料3

流域治水関連法案について

東北地方整備局 山形河川国道事務所

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）について

【公布：R3.5.10 ／ 施行：公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

～流域治水関連法～

改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法
水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
都市緑地法、建築基準法

国　土　交　通　省
水管理・国土保全局
都　　市　　局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

＜予算関連法律＞

【公布：R3.5.10 / 施行：公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で**水災害が激甚化・頻発化**

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で**降雨量1．1倍、洪水発生頻度2倍**になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、**ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直し**に加え、**上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰**し、国、流域自治体、企業・住民等、**あらゆる関係者が協働**して取り組む**「流域治水」の実効性**を高める法的枠組み**「流域治水関連法」**を整備する必要

法律の概要

1．流域治水の計画・体制の強化　【特定都市河川法】

◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**

― 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**

― 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議

― 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2．氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）

― 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）

― 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速

― 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ **流域における雨水貯留対策の強化**

― 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保

― 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用

― 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援　（※予算関連・税制）

3．被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**

― 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）

― 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進　（※予算関連）

― 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化　（※予算関連）

4．被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

― 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

― 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保

― 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI)　○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川（2020年度）⇒約17,000河川（2025年度）

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

○　今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする**「流域治水プロジェクト」を速やかに実施**

（令和２年度内に全１級109水系で策定済）

〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動（降雨量の増大等）を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

○　現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組**「流域治水関連法」**の整備が必要



流域治水のイメージ

1．流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

（１）流域水害対策計画を活用する河川の拡大

○　計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加**（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

（２）流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

○　国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に**会し（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議

○　協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** ⇨ **様々な主体が**流域水害対策を**確実に実施**

【協議会のイメージ】



【流域水害対策計画の拡充】

◎　河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

○　**河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

追加

○　**地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）

○　**土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

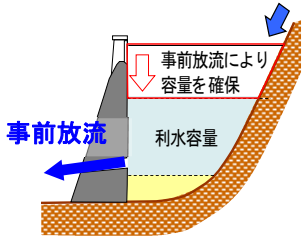
（特定都市河川法）

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

（1）河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

○ 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）



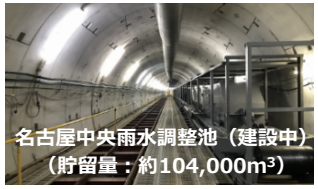
事前放流のイメージ

※予算：・二級水系の事前放流に伴う損失補填
・河川管理者による放流施設整備
※税制：放流施設に係る固定資産税非課税措置

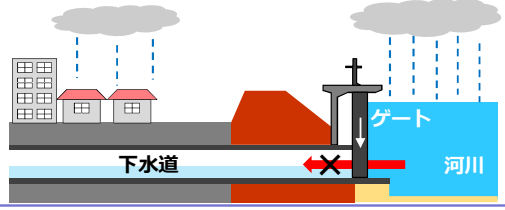
○ **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）

○ 下水道の**樋門等の操作ルールの策定**を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



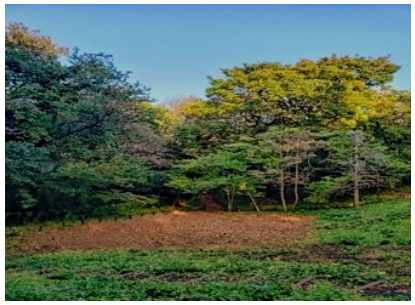
（2）流域における雨水貯留対策の強化

○ 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



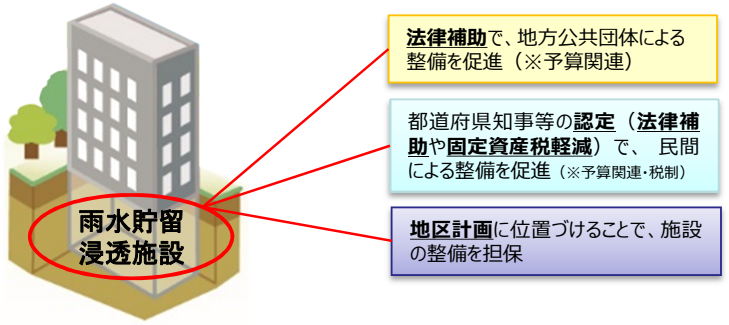
貯留機能保全区域のイメージ

○ 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）


グリーンインフラのイメージ

○ **認定制度**、**補助**、**税制特例**、**地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（特定都市河川法）

－浸水被害の**危険が著しく高いエリア**

－**都道府県知事が指定**

－個々の**開発・建築行為を許可制**に
（居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造）
※平成30年７月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災

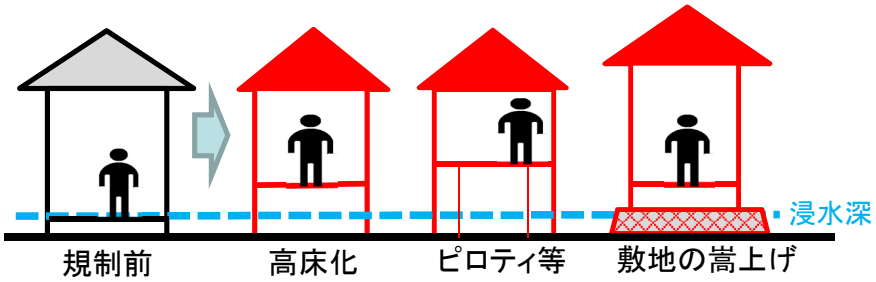


浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進（都市計画法）

－**地域の実情・ニーズ**に応じたより安全性の高い**防災まちづくり**

－地区計画のメニューに**居室の床面の高さ**、**敷地の嵩上げ**等を追加



③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進（防集法）（※予算関連）

－防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

【現行の区域】　災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】　浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

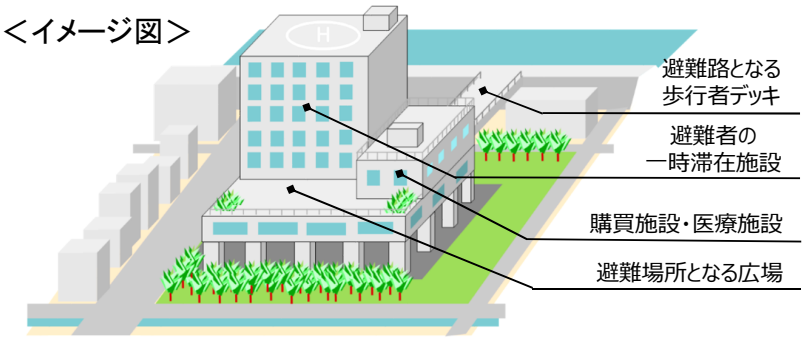
－事業の担い手を都道府県・URに拡充

①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化

④ 災害時の避難先となる拠点の整備（都市計画法）

－ 水災害等の発生時に住民等の**避難・滞在の拠点となる施設**を都市施設として整備（※予算関連）

＜イメージ図＞



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

（１）リスク情報空白域の解消

○　想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

※　令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生

※　浸水想定区域を設定する河川の目標数
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

（２）要配慮者施設に係る避難の実効性確保

○　要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**
（水防法、土砂災害防止法）

※　令和２年７月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

（３）被災地の早期復旧

○　国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

【対象河川】
・都道府県管理河川
（１級河川の指定区間、２級河川）
＋
（追加）
・市町村管理河川
（準用河川）

【対象事業】
・改良工事・修繕
・災害復旧工事
＋
（追加）
・災害で堆積した河川の土石や流木等の排除



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
（平成29年九州北部豪雨（福岡県・筑後川水系））